

工場からの公害発生を防止し、豊かな環境を保全するために

# 東京都公害防止管理者制度とは？

◆毎年、夏に東京都公害防止管理者資格取得の講習会を行っています◆

## 1 制度の趣旨

東京都の公害防止管理者制度は、公害発生の可能性が高いと考えられる工場において、工場設置者が、公害防止を図るとともに行政及び地域住民の窓口とするため、資格を有する公害防止管理者を設置することを「東京都環境確保条例」で義務付けたものです。

なお、条例で義務付けられていない工場や事業場においても、公害防止管理者の資格を取得していただくことは、公害防止を図るうえで望ましいことです。

## 2 資格取得

東京都公害防止管理者の資格は、一種と二種の2種類あり、工場の種類と従業員の規模により、設置すべき公害防止管理者の種類が定められています。

都内の工場等勤務者は、特別な資格がなくても受講可能（在職証明等要添付）です。

講習は、一種3日間、二種2日間で、例年7～8月に開催しています。詳しくは5月以降に東京都環境局ホームページを御確認いただくか、5月から配布の案内申込書、広報東京都（5月号又は6月号）をご覧ください。

**案内申込書配布場所** 都庁、各区市環境担当課

東京都環境局ホームページから印刷もできます。

**資格は、都が実施する講習を受講し、修了テストに合格することによって、取得することができます。**

**是非、複数の有資格者の確保により、積極的な公害防止対策を図ってください。**

## 3 その他

(1) 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」(国)の公害防止管理者の資格をお持ちの方は、資格登録申請だけで「東京都一種公害防止管理者」の資格を取得することができます。

東京都環境局に「登録証交付申請」を行ってから選任し、区市に届出をしてください。

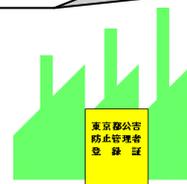
(2) 東京都公害防止管理者の資格を取得すると東京都下水道条例第7条の16に定められた水質管理責任者(甲・乙)に選任することも可能となります。

(3) 東京都環境局ホームページに公害防止管理者の制度の内容を掲載していますので御確認ください。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都環境局環境改善部計画課 公害防止管理者担当 TEL03-5388-3435

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy\\_others/pollution/pollution\\_control\\_operator/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy_others/pollution/pollution_control_operator/index.html)



## 4 東京都公害防止管理者の設置対象工場

「東京都環境確保条例」に基づき、東京都公害防止管理者の設置が義務付けられている工場

### 一 「環境確保条例」別表第8の工場

(1)	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙(ばい)燃炉、焼結炉若しくは煨(か)焼炉で、原料の処理能力が1施設1時間当たり1トン以上のものを有する工場
(2)	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が0.5平方メートル以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当たり50リットル以上のものを有する工場
(3)	製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上のものを有する工場
(4)	動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
(5)	動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
(6)	レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
(7)	金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋸(びょう)打ち作業又は孔(あな)埋め作業を伴うものを行う工場
(8)	金属の鍛造で重量が0.5トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
(9)	無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸(三酸化いおうを含む。)、硫化水素、弗(ふつ)素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの

### 二 発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場

## 5 東京都公害防止管理者の資格取得から選任届までの流れ

